

平成 26 年兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科規程第 1 号  
地域資源マネジメント研究科規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県立大学大学院学則（平成 25 年公立大学法人兵庫県立大学規程第 76 号。以下「大学院学則」という。）に基づき、兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科（以下「本研究科」という。）の教育課程及び履修方法等に関して必要な事項について定めるものとする。

(専決事項の規定)

第 2 条 公立大学法人兵庫県立大学決裁規程（平成 25 年公立大学法人兵庫県立大学規程第 6 号）第 4 条に規定する専決事項として地域資源マネジメント研究科長（以下「研究科長」）が専決するものについて、この規程においては、研究科長が許可又は決定を行うものとして規定する。

(研究科における教育研究上の目的)

第 3 条 本研究科は、地球科学・生態学・人文社会科学という三つの学問分野を基盤としながら、これらの分野が時間スケールを相違えながらも共有する「地域の歴史」を認識の縦軸、これらが共通に扱う「地域社会」を認識の空間的な横軸として、地域の自然・社会・文化の関係性を重層的・有機的つまり構造的に解明し可視化する「人と自然に関する高度な教養」を真正面から取り扱う新たな統合分野を切り拓き、このことにより、地域の人と自然の歴史を踏まえて地域資源マネジメントを行い、地域社会の再生をになう人材を育成することを目的とする。

2 修士課程においては、地域に内在する「自然・社会・文化のつながりと関係性」を科学的に解明し、構造的に理解・認識する能力、つまり「人と自然に関する高度な教養」を身につけた上で、住民との連携・協働のもと、成果を地域に還元することのできる人材を育成する。

(領域)

第 4 条 大学院学則第 2 条第 2 項の規定による専攻には、次の領域を置く。

エコ研究領域

ジオ研究領域

ソシオ研究領域

(授業科目及び単位数)

第 5 条 本研究科の授業科目及び単位数その他履修に関する事項については、別表のとおりとする。

2 授業科目の種別及び授業時間数等は、次のとおりとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技等については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。

(指導教員)

第 6 条 学生について、指導教員を定める。

2 学生は、学修につき、指導教員の指導を受けなければならない。

(履修手続)

第 7 条 学生は、履修しようとする授業科目については、指導教員の承認を得た上、毎年度の所定の期日までに履修願を学務所管課に提出しなければならない。

2 前項に規定する期日までに履修願を提出しなかった科目については、授業及び試験を受けることができない。

(単位認定)

第8条 履修認定は、授業科目担当教員が行い、これに合格した学生に対しては、当該科目所定の単位を与える。

(他研究科の授業科目の履修)

第9条 学生は、他研究科の授業科目を履修しようとするときは、地域資源マネジメント研究科長（以下「研究科長」という。）の許可を得なければならない。

2 研究科長は、前項の規定により、他研究科授業科目の履修に係る許可をする場合にあっては、関係研究科長に協議しなければならない。

3 第1項の規定により、履修した授業科目のうち、研究科長が相当と認めるものについては、教授会の意見を聴いた上で、修了所要単位数に算入することができる。

(編入学)

第10条 研究科長は、他の大学院に在学している者で、大学院学則第19条第3項の規定により本研究科に編入学を希望する者がいるときは、選考の上、相当年次に編入学を許可することができる。

2 前項の選考に関して必要な事項は、教授会の意見を聴いた上で、研究科長が別に定める。

(転研究科、転コース及び転領域)

第11条 研究科長は、学生が他の研究科に転科、転コース及び転領域を希望する旨を申し出たときは、教授会の意見を聴いた上でこれを許可することができる。

2 研究科長は、前項の規定により転科の許可をする場合にあっては、関係研究科長と協議しなければならない。

3 他の研究科の在籍学生で本研究科に転科を希望する者がいるときは、選考の上、相当年次に転科を許可することができる。

4 前項の選考に関して必要な事項は、教授会の意見を聴いた上で研究科長が別に定める。

(編入学等の場合の取り扱い)

第12条 前2条の規定により編入学又は転科を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の意見を聴いた上で研究科長が別に定める。

(他大学院学生の受入れ)

第13条 研究科長は、大学院学則第14条の規定により他大学院学生が本研究科における履修を願う者があるときは、教授会の意見を聴いた上でこれを許可することができる。

(成績の評価)

第14条 授業科目の成績は、試験の結果及び日常の学習状況を総合して次の基準により評価する。

(1) 成績は100点満点とし、60点以上をもって合格とする。

(2) 合格した科目には所定の単位を与える。

(3) 合格した科目の成績は、S、A、B及びCの評語をもって表し、その区分は、次のとおりとする。

評語	区分	評価の基準
S	90点以上	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
A	80点以上 90点未満	到達目標を十分に達成できている優れた成績
B	70点以上 80点未満	到達目標を達成できている成績
C	60点以上 70点未満	到達目標を最低限達成できている成績

- 2 合格した科目については、再評価しない。
- 3 休学期間中に開講されている科目については、その単位を認めない。
- 4 修士論文又は博士論文及び最終試験の評価は、合格又は不合格をもって表す。  
(修士論文又は博士論文)

第15条 所定の期間在学した学生は、修士論文又は博士論文を提出することができる。

- 2 大学院学則第25条第3項及び第27条第3項の規定による修士論文又は博士論文の提出期限、審査の方法その他学位の授与に関する事項は、学位規程に従う。  
(最終試験)

第16条 大学院学則第25条第3項及び第27条第3項の規定による最終試験は、所定の単位を修得し、前条に規定する修士論文又は博士論文を提出したものについて行う。

(履修方法に関する研究科規程への委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、履修方法については、地域資源マネジメント研究科規則の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日改正)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日改正)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。